

「国内食料生産」重視を考えていない

内山雄平

「教育基本法」は、県内農業高校で農業教科の教員をしていた私にとって、見過すことのできない問題を含んでいます。

総則第八条の「食品安全性の確保等における教育の役割」を読むと、食育は、「食品の安全性と安心が確保される」とが食生活の基礎であるとして、「食に関する情報の提供と意見交換」とが食生活の実践に役立ち、国際的な連携を図りつつ行うこと」と謳っています。

ここで、安全で、安心できる「食品」とはいつても「食料」とはいつてはいません。「BSE問題」を引

き合いにだすまでもなく、より重要なのは、食品の原材料である「食料」がどこで生産され、そして安心できるかです。

さらに、第十一條の農林漁業者の責務でも「体験活動の機会」の提供や食に関わる「活動」の重要性を指摘しても、活動の軸になる「生産」という言葉がありません。食品関連業者が勢いづく内容であっても、国地産地消で、安心・安全の地場産給食を通じて、食育を推進するには、何よりも、地元農家の育成が緊要です。かつ、都道府県・市町村計画のなかに地域食料生産の拡大を図る事業を盛りこむことが肝要だと思います。

加えて、「食の現状」を生みだしてきた背景として、「社会経済情勢の目めまぐるしい変化、日々忙しい

(にいがた県民教育研究所所員)

生活」をあげ、「食」の海外依存の問題には触れても、その根本的な問題——外国に依存する食料政策を推し進め、わが国農業を衰退してきた農政のあり方——に反省がありません。食育に関わる施策の結果が、自給率向上に寄与することになるとしか考えていないようです。

「教育基本法」がめざす食育の基本は、安全・安心できる食料の生産であり、それには、日本農業の再生が不可欠だと考えます。地産地消で、安心・安全の地場産給食を通じて、食育を推進するには、何よりも、地元農家の育成が緊要です。かつ、都道府県・市町村計画のなかに地域食料生産の拡大を図る事業を盛りこむことが肝要だと思います。